

「第3回国・地方の定期意見交換会」について
地方六団体会長共同記者会見概要

日 時 平成20年5月21日(水) 10:10~10:38
場 所 都道府県会館6階 全国知事会知事室
出席者 麻生全国知事会会長
佐竹全国市長会会長
中川全国知事会事務総長

(事務局)

ただいまから、国と地方の定期意見交換会の結果等に係る地方六団体会長による共同記者会見を開催します。

本日は麻生全国知事会会長、佐竹全国市長会会長が出席しております。

配付資料はお手元の「今般の暫定税率失効に係る地方の減収に対する補てんについて」、でございます。

それでは、まず、麻生全国知事会会長からお願いいたします。

(麻生全国知事会会長)

冒頭、町村官房長官から総括的な話がありました。それから、地方側が地方六団体としていろんな意見を申しあげました。あと、10分間しか時間がなかったのですが、各閣僚の方から、短い見解なりの発言があったということで終わりました。

まず、地方側の発言ですが、私の方から道路特定財源が、今後、一般財源化されるわけですが、一般財源化に当たっては、国・地方を合わせた道路特定財源の税収は、5兆4千億あるのですが、そのうち地方の税収、それから、譲与税、臨時交付金、補助金など国から回っている分を合わせると、地方側が道路につぎ込んでいる特定財源は3兆4千億あるわけです。こういう実態にあって、ぜひこの金額、さらに地方が実は一般財源も注ぎ込みながら道路整備を行っている。地方財政が非常に厳しいということもありますから、このような枠を必ず確保できるように、地方枠を設けるということやってもらいたいということを主張しました。

もう一つ、暫定税率関係につきましては、皆さまのお手元にお配りしていますが、我々の方で細かく計算しますと税収減をもう少し精査しなければいけないわけですが、だいたい600億と、臨時交付金が300億減ると、合わせて900億の減収と見積られるので、これを政府の方で、閣議決定もなされていますが措置してもらいたいということを第一に申しあげました。

第二番目に、地方分権改革については、分権改革推進法そのものが共産党を除く、各政党の賛成によってできた法律である。つまり、分権改革は国会・政府一致して進めるということになっているのだと。今、官房長官あるいは、総務大臣と閣僚折衝が行われていますが、農水関係なんかは、まだまったく進んでいない状態で、こういうことでは、分権改革は進まないではないかということをお願いして、これは政治的な決断をもって進めてもらいたいということをお願いしました。

三番目に、今年も地方交付税の還元・増額という方向で、我々は強くこれを求めていきます。交付税をずっと減らしてきた結果が、地方財政の現在の窮乏である。最も根幹的な問題であって、これを求め、地方の状況について十分に理解してもらいたいという話をしました。若干、長期的な問題として地方の歳出構造をみると、社会保障費がずっと増えている。18年から5年間の厚生労働省の試算でも、医療・福祉等については国の方は20%伸びますが、地方側の支出は27%伸びるということ

になっている。

あわせて我々は、地方消費税の充実ということをやっけていかざるをえないということで、今いろいろと研究して積極的に進めていこうと思う。

税制抜本改革に当たって、こういう点を充分考えて、今後の検討を進めてもらいたいし、地方側としても必要な発言をします。そういうようなことを申しあげました。

(佐竹全国市長会会長)

総括的には、麻生会長からお話があったとおりですが、私からは地方分権改革については、麻生会長も話がありましたとおり政治的な対立の問題はなく、部分的な細かいところの違いはありますが、流れとしては、日本の国会でもそういう形で進められています。これを思いきった形で、政治主導でやっていただきたい。そうでなければ、地方分権というものが非常にある意味では、国全体の枠組みをこういう大きな問題こそ政治主導でやっていただきたいということを話しました。一部、地方分権改革推進委員会からでています都道府県から市長村への権限移譲ですが、都道府県というのは、ほぼあらゆる権能をもっていますが、市町村は大きさによってもいろいろあります。より市町村に権限がおりてくる段階では、専門的な人材の育成だとか、コスト管理の問題だとか、そういう細かな問題も当然でできます。充分、地方の意見を聞きながら進めていただきたい。

もう一つは、地方分権改革の中に、どこで言ったらいいのか迷ったのですが、生活保護制度の見直しの問題もでてきています。特に舛添大臣がいらっしやいましたので。生活保護制度の見直しを行う場合、実務者レベルでのいろんな協議の場はありますが、やはり実務者レベルではどうしても技術的な側面に陥りがちです。後期高齢者問題もそうですが、細かな技術論ではなくて、全体の哲学のようなどころについて、大臣と首長レベルでの、お互いに長レベルでの意見交換の場があってしかるべきではないのかと申しあげました。そうでなければ、非常にまた運用のところで、今度は混乱が起きるのではないかと。これについては舛添大臣から、トップレベルの意見交換の場を設けたいというその場で回答がありました。

道路特定財源については、いろいろとあるわけですが、いずれ道路というのは、例えば、都市計画とか町づくり、こういうものが10年、15年計画でやられているわけですから、いずれにしても何らかの総枠の水準の想定がなければ、毎年、毎年その時々状況によって、道路特定財源が極端に上がったたり、下がったりすると、こういう計画とのリンクの中で、住民に対する責任というものがあります。あるいは、計画変更せざるをえない場合もでてくるわけです。やはり少なくとも中期的には、総枠の大体の水準が、我々が想定できるような形にしていただかないと、これはいろんな面で無理がでできます。ということで、お願いをしました。

あと、後期高齢者の医療制度問題ですが、まずは制度切り替えに当たっての様々な問題がたくさんでています。この間、事務局長会議を開きましたが、現場からいろいろと出てきました。やはり現場の状況を充分聞いて、それを整理した上で様々な対応をとるべきではないのかということです。

もう一つは、国民健康保険が市町村ごとで行われており、それぞれ市町村の医療実態、いろんな市町村毎の独自策があります。これが75歳から一つにくくられるということで、そこら辺での制度の受け止め方の問題が非常にあるのではないかと思います。本来は、国民健康保険の一元化が先であって、それに伴って、後期高齢者の方の部分をどういうサービスをするのか、あるいは負担をどうするのかということではなからうかということです。実は、もともとの発想は、国民健康保険の一元化、その後という発想があったのではないか。ここらへんが、今回の問題につながっていると思います。

もう一つは、町村会長も話していますが、介護などは家族で支える。どうしても国民健康保険から今度は人単位ということで。全体の個別のスキームは、それぞれ間違っただものではないと思いますが、そこら辺の受け止め方が、哲学のところでもそういう問題もあるのではないのかと思います。

いずれ、このあと見直しするにしても、十分な実態あるいは現場の意見を踏まえてお願いしたいと

いうことでした。

もう一つこの中では、骨太の方針に関してです。直接関係ありませんが、なかなかこういう機会ではなければお話ができませんので。

私の方の秋田は農業県ですが、食糧難という世界の問題を捉えて、今、日本の食糧自給率が39%。これをいきなり、農地の約4割は遊んでいますが、この農地を復元するためには、これまでの農家の独特の技術、そういう蓄積と、当然お金、年月もかかるわけです。休耕田を復元するには、4、5年かかるのです。土が死んでいますので。水路も全部潰れています。細かいことは話していませんでしたが、いろんな問題があって、食糧自給率を上げるためには、ほとんどの農地が死んでいますので、これを復元するための準備位には取りかかった方がいいのではないかとということをお話しました。

もう一つは、四川大地震の学校です。学校というのは、弱い立場の子供が集中している場所です。大惨事になったわけですが、日本国内でも耐震・改修が必ずしも進んでいない。子供の安全を守るといふことや、住民の避難の場所にもなるわけです。学校の耐震・改修を政治的判断で、一気にやっつけてしまおうと。これは、地震対策・災害対策の基本にもなるのではないかとこの点を申しあげました。

(麻生全国知事会会長)

県議会議長の方は、分権を進めなければならないという点と、地方の一般財源化に当たっての財源確保をぜひやらなくてはならないということをお話されました。

市議会議長の方からは、一般財源化に当たって地方がきちっと今後ともやっていけるような、はっきりした枠組みを作らなくてはならないのだということです。私の方は、地方枠という言い方をしましたが、ほぼ、同じことを強調されるのと同時に、もう一つ、今回の後期高齢者問題について、運営主体が連合になっています。連合というやり方が、まさに集合体なものですから、なかなか責任を持っているんなことをやるということに人材的にもなっていないのではないかと。そこに一つの問題があるのではないかと指摘をされていました。

町村会長は、主として分権は非常に大事だということと、財政問題を言いましたが、後期高齢者の保険の問題についても、根本的には制度としては必要だけでも、保険料を払っていなかった人が払わなければならないようになったということ、それについて、どう調整するかということ。あるいは、他の保険で払っていた人が払うようになった場合に、免除したと。この公平感等の問題が本質にあるのではないかとこの話をしていました。

町村議長の方は、分権、地方の財源を確保ということをお話されました。

これに対して、閣僚側の発言ですが、総務大臣は一般財源化に当たっての地方の主張については、かねてからの、政府・与党も地方に充分配慮するという線で、今日の発言を受けてやっていきたいということでした。財務大臣は、地方財政を含めて税制の抜本改革の議論が本格化するので、そういう中で、地方財政の問題も提起されている点も含めて、幅広く検討してやっていきたいと考えているということです。国土交通大臣の方は、道路特定財源の一般財源化のことについては、今年の措置について説明されましたが、あまり深く話していません。国道と河川、これについての権限移譲、今、増田大臣と話し合いをしています。そういう内容について、ごく基本的なことを触れられた。舛添大臣は、いろいろ現場の方から話を聞いたので、これを受けて、後期高齢者医療制度をどうふうに変えたいかということについて検討を進めたい、また、生活保護などの点については、もう少し上のクラスとの協議をするということに同意をされました。大田経済財政担当は、骨太の方針を6月末までに決めるということにいいよとなりますが、今日の意見を充分咀嚼してやっていくということでした。

< 質疑応答 >

(記者)

冬柴大臣の話がありましたが、国土河川の移譲の話で、冬柴大臣と地方六団体のやりとりをもう少し具体的に聞かせて下さい。

(麻生全国知事会会長)

やりとりありませんでした。最後の10分間で冬柴大臣の発言がありました。それについて、地方側がいろいろ言う時間がありませんでした。

(記者)

冬柴大臣が示された国土河川の移譲の考え方について、地方六団体はどういった考えをもっているのでしょうか。

(麻生全国知事会会長)

基本的に第1歩として、1県内の河川についてやっていこうと。我々は、どこまでも第1歩だというふうに理解をしています。

第二番目のその中でも、特別な事情にある河川は、残しておきたい。特別な事情にある河川として、北海道の長大河川と黒部川。発電所があって非常に大きな電力供給がある。電力供給範囲が1県を越えてしまうような場合には、やはり国で管理したらいいのではないか。一種の特別事情を主張されています。これは私の方は、最終的には地方に移管すべきものであると考えています。ただ、移管は、二つの重要な条件が必要であります。

一つは、権限移管に伴う財政措置です。管理をするには、お金がかかるわけです。そのお金がちゃんと移管されるということが一つ。

二番目に大きな河川の管理というのは、河川というのはいざとなったら、非常にいろんな対策が必要なわけなので、技術的に能力を持つということが不可欠です。移行に当たっては、技術的な能力をどういうふうに高めてやっていくか。そのための期間は必要であろうと考えています。

(記者)

佐竹市長にお伺いします。学校の耐震・改修を政治的判断で一気にやるべきだということですが、国からは何か言われましたか？

(佐竹全国市長会会長)

特にありませんでした。

(麻生全国知事会会長)

もう終わっているのではないか。阪神・淡路の時を契機に随分とやりました。しかし、中国のはひどい。7階建の建物で鉄筋もなにも入っていないものを作っている。

(記者)

生活保護に関して、トップレベルでの意見交換会ということでしたが、時期についてはいつ頃から始めたいと考えていますか。

(佐竹全国市長会会長)

今日、始めて大臣に直接訴えましたので、これから、厚生労働省と市長会が打ち合わせをして、知事会、町村会とも打ち合わせしながら、それを決めていかなければならない。いずれ舩添大臣も生活保護の具体的な制度のところまで、踏み込んで発言されていますので、これはできるだけ早く立ち上げていただきたいと思います。

(記者)

先ほどの麻生会長の道路特定財源の地方枠を設けて欲しいということに対する回答は、増田総務大臣の発言がその回答になるのですか。

(麻生全国知事会会長)

そうなると思います。

(記者)

官房長官からは特には？

(麻生全国知事会会長)

官房長官は、冒頭発言だけです。冒頭発言の中では閣議決定があって、地方財政についてちゃんと確保するという方針だという閣議決定の説明をされました。私が主張した地方枠については、もう一度発言するというより、他の閣僚に発言する機会を与えましたから、官房長官は二度発言されていません。中身については、司会はしましたが。

(記者)

道路財源については、地方枠を確保するという事は分かるのですが、具体的にどういう方法で税源移譲をするのか、中身については、知事はどういうふう考えているのでしょうか。

(麻生全国知事会会長)

これはいろいろと考えていますが、もう少し詰めて、全体の政府なり与党なりの話合いがどういう格好になっていくのか。また、民主党が議論しようと言いだしたのかというような状況もあります。そこを見ながら、具体的な提案をしていかななくてはと思っています。

(記者)

知事会として具体的な提案を今後、されるということになるのでしょうか。

(麻生全国知事会会長)

それは必要になってくると思います。

(記者)

河川の移譲ですが、県によっては管理に不安があるということで、受けたがらない県がでてくるのではないかとあると思いますが。

(麻生全国知事会会長)

それは、皆、基本的に異論はないと思いますが。ただ、二つの条件が満たされなければいけないわけです。

一つは、移譲を受けても河川管理は随分お金がかかるわけです。そのお金はどうなるのかと。権限だけ移譲されて、財源の移譲はどうなるのですかということについて、率直に皆、まず考えていると思います。

もう一つは、まず、大きな河川を管理するというのは非常に大きな災害を起こすという問題があります。これは、過去の管理記録とか堤防をどういうふうに補強してきたのか、現状はどこに課題があるのかということ、余程、技術的な点を含めて、情報をしっかりと移管しないと行けない。あるいは、人的能力・技術的能力をきちっと地方側が持たなければいけないという点がありますから、そういう点を整えながら、移管をしていくということになっていく。

ただ、実際にやるに当たって、今の二つの条件を満たしながらやっていかなければいけないということが現実の問題としてあるということであると思います。

(記者)

福岡県としては、遠賀川と矢部川(事務局注:実際は県内完結は遠賀川のみ)がありますが、知事としてはその二つを整えば、それはそれとして受けたいということですか。

(麻生全国知事会会長)

我々も結局同じことになります。一つは、福岡県の場合にも、管理財源、これがちゃんと国側から権限と一緒に委譲される。それと、河川を管理するに当たっての技術的能力・人的能力をちゃんと持たなければいけませんから、この確保対策の目途をつけていくということをしてしながら、移管を受けていくということになります。

(記者)

道路財源の配分に関してですが、今、補助金とか臨時交付金をもらっていない市町村もあると思うので、そうすると組み直した時に有利、不利がでてくるのだらうと思いますが、その辺りというのは、最小限にとどめるべきだという考えはありますか。

(麻生全国知事会会長)

これは、我々は地方枠を設けるということですが、この場合に地方の中で、どういう考え方で配分するのかということは、いくつかの要素を考えていく必要があるわけです。道路の整備状況は一つの重要な要素になると思います。その他の要素をどう組み合わせ、バランスのとれた配分をしていくかということをもろろん検討していかなければいけないと思います。

(記者)

そうした検討を踏まえて、地方枠についての提言というのは、7月の知事会議で行いたいということですか。

(麻生全国知事会会長)

7月の知事会議でも議論をする予定です。

(記者)

提言をまとめる時期としてもその頃ですか。

(麻生全国知事会会長)

提言は今日してしまいました。大枠として。

(記者)

具体策まで盛り込んだ提言をしていきたいという考えはありますか。

(麻生全国知事会会長)

具体策は、枠を確保するという目途をつけるのが先だと思います。

(佐竹全国市長会会長)

そうですね。ある程度の目安がないと。

(麻生全国知事会会長)

配分のことを先行させても、問題は枠を確保していかないと。

- 以上 -